

主な修正箇所

第1章 総則

- ・第1節 計画の目的
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、本市地震防災対策の推進を図ることを目的とする推進計画を兼ねることを追記
- ・第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について追記

第2章 防災に関する組織

- ・郡山市防災会議委員の構成、郡山市災害対策本部に係る記載（組織名称、役職、事務分掌等）について、行政組織改編等を踏まえた修正

第3章 災害予防計画

- ・第2節 災害対策訓練計画
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における防災訓練を追記
- ・第3節 防災知識普及計画
同地震についての職員に対する防災教育、市民に対する防災知識の普及を追記
- ・第11節 要配慮者支援計画
デジタル技術の積極的な活用、個別避難計画の作成について追記

第4章 災害応急対策計画

- ・第1節 動員計画 行政組織改編による内容に修正
- ・第2節 災害気象等予警報伝達計画 長周期地震動階級・火山噴火等に関する記載を追記
- ・第6節 避難救出計画
被災者台帳の作成にデジタル技術を活用すること、避難所における社会的特性に対する配慮として性的マイノリティについて追記。安否不明者の氏名等公表について、県との連携、積極的な情報収集等について追記
- ・第16節 緊急輸送計画
緊急輸送手段としてヘリコプターの活用を追記
- ・第26節 土砂災害応急対策計画
土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）、住民避難情報等について修正
- ・第27節 火山災害応急対策計画
安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画について追記
- ・第30節 受援計画
大規模災害時等における人的・物的支援の受援体制等の選定等について追記

第5章 災害復旧計画

- ・行政組織改編による部局名の修正、文言の整理

第6章 大規模地震対策計画

- ・第3節 地震防災予防対策
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、北海道・三陸沖後発地震についての知識の普及について追記
- ・第4節 初動体制 長周期地震動についての記載を追記
- ・第6節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にかかるべき防災対応に関する事項
注意情報の伝達、注意情報が発信された後の周知、対策をとるべき期間、市のとるべき措置について追記